No.	質問	回答
1	令和 9 年度末の「施設移転」に伴う費用負担および業務範囲について 仕様書 4 履行場所の概要において、令和 9 年度末に新施設（公民複合拠点施設）への移転が予定されています。 移転に伴う備品・機材等の移転作業費（運搬費、設置設定費等）や、新施設におけるオンライン環境・ネットワーク再構築等に係る費用について、これらは市側でご負担・ご手配いただける認識でよろしいでしょうか。 それとも、受託者の委託料（見積金額）に含めて積算する必要があるかご教示いただけますと幸いです。	移転に伴う備品・機材等の移転作業費（運搬費、設置設定費等）や、新施設におけるオンライン環境･ネットワーク再構築等に係る費用については､市で負担する予定のため、受託者の委託料（見積金額）に含めて積算する必要はありません。
2	ハイブリッド配信セミナー用機材・通信環境の貸与範囲について 仕様書 5 「（2）就職支援セミナー 「イ 実施方法」「ウ 実施回数」において、年間 11 回以上の対面およびオンラインによるハイブリッド形式でのセミナー実施が指定されております。 移転前の「3 階研修室①」および移転後の「2 階多目的室」でセミナーを実施する際、ハイブリッド配信に必要な機材（配信用 PC、カメラ、集音マイク、スピーカー、受講者用モニター等）は市より貸与されるのでしょうか。 あるいは、受託者側で持参・手配を行う前提でしょうか。	ハイブリッド配信について､通信環境は市で用意しますが､必要な機材は､受託者側で用意が必要となります。
3	「就職氷河期世代支援業務」の委託料・契約関係について 仕様書 9 その他・特記事項(3)に『本件とは別に「就職氷河期世代支援業務」をあわせて受託し、実施すること』との記載があります。 実施要項「第 5 条」に示されている業務委託金額の上限「26,809 千円（税抜）」には、この「就職氷河期世代支援業務」の委託料（予算）が含まれておりますでしょうか。 それとも､「就職氷河期世代支援業務」については本契約とは別に予算が確保され、別途増額契約等がなされるのでしょうか。	実施要項「第 5 条」に示されている業務委託金額の上限「26,809 千円（税抜）」には、「就職氷河期世代支援業務」の委託料は含まれていません。 「就職氷河期世代支援業務」については別に予算を確保する予定です。 なお､「【参考資料 1】令和 8 年度就職氷河期世代支援業務委託仕様書」に基づく契約金額は 1,594,000 円です。

4	相談者数・就職率の目標定義および過去実績について 仕様書 5（1)就職個別相談の実施 「エ 目標」に規定されている「年間相談者数 140 名程度」について、 「新規相談者数」と「延べ相談者数」のどちらを指すのかご教示いただけますと幸いです。	年間相談者数については､「新規相談者数」と「延べ相談者数」のどちらでもなく､「既存の相談者数」に「新規相談者数」を加えた人数から､「年度途中で利用を辞退した者」と「半年以上の音信不通となった者」を除いた人数になります。
5	相談員（キャリアコンサルタント）に求められる「実務経験」の基準について 仕様書 5（1)就職個別相談の実施 「ウ 人員配置」において､「キャリアコンサルタントの資格を有し、実務経験を有する相談員を常時配置すること」と記載されています。 この「実務経験」につきまして、従事年数（例：〇年以上など）や業務内容に関する具体的な基準・要件がございましたらご教示いただけますと幸いです。	実務経験について具体的な基準は設けていませんが､契約の際には資格を証明するものの写し及び経歴書を提出していただきます。
6	公募型プロポーザル実施要領 P2 （参加申込）第 8 条 プロポーザルへの応募希望者は、次の各号に掲げる書類を申込期限までに市へ提出しなければならない。 とありますが、（３）法人登記簿 1 部 については、原本の提出が必要でしょうか。 それとも写しでも問題ないでしょうか。	原本（発行から 3 か月以内）の提出が必要となります。